

◎新潟県告示第476号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年4月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 基本測量（基準点現況調査、航空重力調査）
- 2 作業期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域 基準点現況調査 南魚沼郡湯沢町  
航空重力測量 県内全域